



# Certified Social Worker くまもと

第  
51  
号

【事務局】  
 一般社団法人 熊本県社会福祉士会  
 熊本市東区健軍本町1-22  
 東部ハイツ105  
 Tel 096-285-7761  
 Fax 096-285-7762  
 E-mail : kumacsw@lime.plala.or.jp  
 【その他連絡先】  
 熊本市中央区本荘2丁目3の8  
 熊本乳児院内  
 Tel 096-371-1396  
 Fax 096-371-1633  
 発行者 甲斐 國英  
 編集者 永田 直往  
 発行日 2015年2月1日

## 公 益事業 社会福祉セミナー①

日本赤十字社から

こうのとりのゆりかごまで

「どぎやんかせないかん、  
なかなら作つてしまおう！」

それで生まれた「熊本方式」



旅をするとき、行き当たりばつたりの旅も楽しいのですが、ガイド本が一冊あるとその土地の様子がよりわかり、楽しくなります。その土地が大好きな案内人の方と一緒に歩くと、その楽しさは倍増します。

今回、「日本赤十字社からこうのとりのゆりかごまで～熊本の歴史を創った先人たちの足跡をたどる～」は、まさに熊本の福祉の歴史探訪の旅。緒方健一氏が、郷土への愛情あふれる説明を交えながら案内してくださいました。

西南戦争のとき、鳩野宗巴らの働きで、敵味方なく救済しようということで博愛社が生まれ、これが後の日本赤十字社へとつながる。また地元の主婦を集めて看護の訓練を行つたなど最初の説明で、私たちは一気にその時代にタイムスリップし、傷ついた兵士たちを懸命に手当する主婦たちと、彼女たちに指示をしている鳩野らの姿が目の前に広がりました。その後の熊本バンドや肥後の猛婦たちの話になると、小中高時代の社会や道徳の授業で出てきた人々が、実は、男女同権や女性解放運動など、福祉の歴史のなかでも重要な位置を占めていた人だつた、というのを知ることができ、当時の閉鎖的な世の中で女性解放を訴えることがどれだけ大変なことか、その勇気や志の高さに思いを馳せることができました。

旅はまだまだ続きます。ハンセン病救済、孤児救済、国家試験で覚えた「民生委員の父、林市蔵」が熊本出身だったとは知りませんでした。それから水俣病対策、こうのとりのゆりかご等々…。その時々に必要なことに對して一生懸命に立ち向かわれたことが、やがては社会を動かしていく、という事実を写真や動画を用い、またエピソードも交えて説明されたことで、具体的に知ることができました。

講演終了後のアンケートでは、「歴史を知ることで将来に向けた考え方やモチベーションが沸くことがある」とか、「歴史的人物から脈々と連なる福祉の精神が途切れることなく今も受け継がれていることを実感し、私たちが“人”として守り発展させる責務を感じました」など、熊本で福祉に携わっている私たちの誇りと、将来への責任を再認識された方が多く見受けられました。

「熊本だけの福祉の歴史」を知る機会はほとんどありません。学校でも学ぶことはないことを考へると、熊本県在住の社会福祉士が伝えていかなければならぬことかもしれません。また、緒方氏の最後の言葉はとても印象的でした。「熊本人の氣質「どぎやんかせないかん、なかなら作つてしまおう！」」それで生まれた「熊本方式」～私たちはこのような福祉の心をしつかりと受け継いで行きたいと思いました。



熊本市中央ブロック長

坂本 真奈美

## 特集

# スクールソーシャルワーカーについて ～熊本県社会福祉士会におけるSSW活動～相談委員会

## 1 スクールソーシャルワーカー（SSW）とは

スクールソーシャルワーカーとは、人と環境を全体的なものとして捉え、社会福祉援助技術を使って支援実践をおこない、子どもたちが日々生活の中で出会う色々な困難を、子どもたちの側に立つて解決するサポートシステムです。

熊本県は、2007年に「スクールソーシャルワーカー（以下SSW）配置事業」を開始し、今では全教育事務所、高校、市町村にもSSWが配置されています。SSWの基本的な考え方は、不登校、いじめ、虐待等の問題の原因は生徒、保護者にあるのではなく、取り巻く環境とのつながりが要因と考えます。環境に働きかけ、解決を図ります。

まず、関係する機関と連携して、パートナーシップを結び一緒に考え、子どもの最善の利益と権利を守り、悪い所を直すより、良い所を伸ばす姿勢で取り組みます。SSWは、常に子どもを支援の中心の存在と位置づけています。また、課題解決に取り組む時、子ども自身も含め、家庭、学校、関係機関は協働者です。子どもと子ども支援の協働者が、よりよい「つながり」を持ち、子ども、家庭、学校、地域がエンパワメントされ、課題解決に向けて主体的に行動することを支援します。

ちなみに、環境とは、家族、友人、学校、生活の場などその子どもを取りまく全てのものをいいます。SSWは、学校は社会的に自立した人を育成するところですので、子どもや保護者の強みを発見し、それが發揮できるように支援します。

## 2 施策から見るSSWの位置



- 1) 周囲の状況と連携して、児童生徒との関係性を把握する。児童生徒は、自分の立場や感情を理解する力が弱い場合が多い。SSWは、児童生徒の立場や感情を理解する力が弱い場合が多い。SSWは、児童生徒の立場や感情を理解する力が弱い場合が多い。
  - 2) 問題を個人の病理としてとらえず、「環境の不適合状態」としてとらえる。ゆえに、対応としては「個人が不適合状態に対処できるように力量を高めるよう支援する」
- \* \* \* \* \* \* \* \* \* 以下略 \* \* \* \* \* \* \*

これらは、私たち社会福祉士が力を発揮しなければならない領域であることを示唆しています。また、文部科学省は、2015年度は、SSWの数を3倍に増加する予算要求を行っています。予算要求からも専門職である社会福祉士が行うSSWに対する期待度が伺えます。

不適応は、個人と個人の問題のみならず、個人と集団、集団と社会の不適応でもあります。このような支援対象領域の幅の広さには、貧困も虐待も障害も含まれます。

底に潜んでいます。個人だけでなく、最小集団である家族、そして学校、地域を意識した支援展開をするために、私たち社会福祉士は更にソーシャルワーカーとして力量を高め、社会のニーズに応えることが必要です。

◇ SSWの配置拡充 13億円（9億円増）  
・配置数増：1,466人→4,141人  
・貧困対策のための重点加配（新規）700人

◆ 大学  
熊本学園大学ではキャンパスソーシャルワーカー（CSW）が配置されています。社会福祉士会が推薦した会員4名交代で、月曜日から金曜日の13時～17時まで大学の相談室で、経済的問題や対人関係、発達障害等学生の様々な悩みの相談を受けています。高校から引き続き支援が必要な学生もいますので、高校のSSWと連携しながら、支援が途絶えないような仕組みが出来つつあります。

## （2）SSWの業務内容

### SSWの活動の実際 (1) SSWの配置

#### ◇ 小中学校

SSWは、県内の10教育事務所に複数で配属されています。月曜日から金曜日まで、週5日を複数のSSWが分けて勤務し、1人の勤務日数は週1～5日、1日6時間です。現在、社会福祉士10人が活動しています。

なお、市町村の教育委員会も、独自にSSWを配置しているところもあります。

#### ◇ 县立高等学校

県立高校は配置派遣型です。県内を3地域に分け3つの高校に、5人の社会福祉士が配置されています。また、配置校以外の高校からも依頼があり、出向いて相談を受けています。

#### ◇ 私立学校

私立学校は、県社会福祉士会が熊本県から「熊本時習館スクールソーシャルワーカー派遣業務」の委託を受けています。現在は、12名の会員がSSWとして登録し、各学校から社会福祉士会に依頼があると、登録SSWが対応しています。

## （3）SSW介入の流れ

支援の流れは、以下の図のとおりです。

回数	日 時	内 容
1	H26. 4. 5	概念の統一・活動報告書の書き方
2	H26. 4. 26	概念の統一(2)
3	H26. 5. 17	面接について考える
4	H26. 6. 19	SSWの活用
5	H26. 7. 19	発達検査の見方・SC・SSWの連携
6	H26. 8. 7	SSWの仕事・スーパービジョン
7	H26. 9. 20	教職員研修について
8	H26. 10. 18	精神科分での思春期作業療法
9	H26. 11. 15	スクールソーシャルワーカー論
10	H26. 12. 6	ストレスマネジメント
11	H26. 1. 24	児童虐待が子どもに与える影響
12	H26. 2. 21	発達障害の理解と対応
13	H26. 3. 28	学校文化を知る

詳しくは県社会福祉士会HPをご覧ください。また、興味のある方は、ぜひご参加ください。

脚注1「学校等における児童虐待防止に向けた取組について（報告書）

第3章第1節「スクールソーシャルワーカーの活用」

## （4）SSW研修の計画と本年度の実績

相談委員会では、SSW及びSSW活動に興味のある方、これからSSWとして活動したいと思っている方や学生等を対象に、月に1回研修を行っています。内部の講師や、外部講師を招き、幅広い知識を身に着けるとともに、情報交換やネットワーク作りにも役立てています。なお、本年度の研修実績は次のとおりです。



**新****難病の新たな医療費助成制度が始まりました****木下 智子**

難病の医療費助成は、1972年に定められた難病対策要綱に基づいて実施され、法制化されていませんでしたが、昨年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、本年1月1日より新たな医療費助成制度が施行されています。新たな難病の医療費助成制度についての主な変更点は次のとおりです。

		<b>新 制 度</b> 平成27年1月1日から	<b>現 行 制 度</b> 平成26年12月31日まで
<b>月額自己負担上限額</b>	大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課 疾病対策グループHPより引用		
	<b>難病で医療を受けたときの患者負担割合</b>	<b>2割</b> (現在1割の方は変更なし)	<b>3割</b>
	<b>算定対象者等</b>	<b>医療保険上の世帯の市町村民税(所得割)</b>	<b>生計中心者の所得税</b>
	<b>額の範囲</b>	<b>0円~30,000円(月額)</b>	<b>0円~23,100円(月額)</b>
	<b>入院・外来の区分</b>	<b>入院・外来の区別なし</b>	<b>入院・外来の区別あり</b>
	<b>適用の方法</b>	同月に負担した医療費(入院・外来・薬代・訪問看護の費用)を合算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関ごとに適用</li> <li>・院外薬局の薬代は自己負担なし</li> <li>・訪問看護は自己負担なし</li> </ul>
	<b>按分等</b>	同じ世帯内に難病や小児慢性特定疾患の医療費助成を受ける方が複数いる場合は、自己負担上限額を按分	同一生計内に2人以上の難病の医療費助成を受ける方がいる場合は、2人目以降は1/10
	<b>入院時の食費</b>	<b>全額自己負担</b> (経過措置期間は1/2)	<b>負担限度額内で自己負担</b>
	<b>市町村民税非課税者</b>	<b>自己負担あり</b>	<b>自己負担なし</b>
	<b>重症患者</b>	<b>自己負担あり</b>	<b>自己負担なし</b>
<b>人工呼吸器等装着者</b>		<b>月額自己負担上限額 1,000円</b>	—
<b>生活保護受給者</b>		<b>月額自己負担額0円</b>	<b>制度対象外</b>
<b>指定医療機関</b>		都道府県が指定した指定医療機関のみ医療費助成の対象。	いずれの医療機関でも医療費助成の対象。
<b>指定医</b>		都道府県が指定した医師(指定医)のみ臨床調査個人票の記載が可能。	記載できる医師であれば、誰でも臨床調査個人票の記載が可能。

なお、今回の法律施行に伴い、従前の取り扱いか  
ら変更された点は、次のようなものもあります。

### 1 医療費助成対象疾患の拡大

医療費助成の対象となる疾病が、56疾患から約300疾患へ拡大される見込みです。医療費助成は、110疾患から始まり、対象疾病は現在も検討されており、平成27年夏には約300疾患に拡大される予定です。

### 2 患者の自己負担割合の変更

患者の自己負担割合が、前回のとおり変わりました。なお、現在、特定疾患医療受給者証の所持者（既認定者）については、3年間は自己負担限度額が軽減される経過措置が設けられています。（平成27年1月1日から平成29年12月まで）

### 3 子どもの難病の医療費助成制度変更

子どもの難病の医療費助成（小児慢性特定疾患助成制度）も、平成27年1月1日から新制度に移行しています。11疾患群514疾患から14疾患群705疾患に拡大し、自己負担額が無料から大人の半額程度になるもようです。

シングをうけることによつて、心持ちが少しは変わ  
るかもしません。社会福祉士としては、そのよう  
な患者同士を繋げる役目を果たすことができるの  
ではないでしょうか。

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）と難病に関する諸情報については、厚生労働省HPにありますので、会員の皆様も是非とも確認して頂き、これを機に難病について関心を持つて頂ければと思います。

【参考文献】  
厚生労働省HP「難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）」概要

## 成年後見委員会（ばあとなあ熊本） 会員研修会報告

成年後見委員会 運営委員 高橋 徳昭

成年後見委員会（ばあとなあ熊本）は、今年度名簿登録者が100人以上となり、定例の会議や全体研修だけでは、ばあとなあ会員（以下、会員）間の顔が見える関係性を維持することが難しくなりつつあります。そこで、今後「身近なところで顔が見え、相談できる体制づくり」を再構築するために、地域ごとの会員研修を企画してみようということになりました。手始めに、「死後の事務について」というテーマで、昨年の8月2日に県北の玉名地区にて、さらに、本年の1月17日には県南の天草地区にて会員研修会を開催しました。

まず、県北地区の研修会では、身寄りのあるケース、身寄りがないケース々々で死後の事務を行つた患者と話をし、仲間と出会え、また、ピアカウンセリ

受任者より話題提供をしてもらい、「死亡前」「死亡時」「死亡後」の場面を想定し、グループワークを行いました。緊急時の対応や必要に応じて葬祭の手配を行なったこと、最期のお別れに立ち会つたこと、疎遠になつてゐる家族に通帳や預貯金を引渡す際の状況等の貴重な報告や、活発な意見交換がなされ、皆さんの興味関心の高さを改めて感じた一日でした。最後に、話題提供者より、自分が行つたケースの経過や感想などを述べてもらうとともに、留意する点として、遺言書の内容確認や引渡先との対応、疎遠になつた家族への対応等の助言を頂きました。

また、今年の1月に行なわれた県南地区研修会でも、同様のグループワークを行ない、各グループで活発な意見が出されました。なかには、「成年後見人等の死亡時における財産の引渡は、相続人の一人にすれば足りるのに對し、成年後見人等の死亡後の管理終了の報告は、相続人に對して行なわなければならぬいため、相続人全員を調査し、報告すべきではないか」という意見や、「身寄りのないケースでは、危機的状況、特に終末期になつた際、本人の同意を得ることが難しく、後見人を始め関係者も対応に苦慮するため、もつと意思がはつきりしているうちに本人の意向を確認しておくべきではないか」という意見も出されました。これらの研修会で出された意見は、委員会の方でも、今後の各種の取組みに生かしていきたいと思います。

なお、成年後見委員会では、3月8日（日）にも熊本市城彩苑にて、会員研修会と全体会議を予定しています。会員の皆様の多数のご参加をお待ちしてい

## 会員サービス委員会 会員交流ボーリング大会開催

会員サービス委員会 平田 幸穂

昨年11月15日(土)、ナムコワンドーボウル南熊本店にて、会員交流ボーリング大会を開催いたしました。このボーリング大会は会員相互の交流を目的に企画したもので、お酒の席が苦手な方、育児やさまざまな事情で長時間の外出が困難な方なども気軽に参加できる交流の場を作ろうと考案したもので

す。前年度に引き続き2回目の開催で、会員14名の参加がありました。全会員数から考えると小規模ではありますが、3人1チームの団体戦で優勝を目指し参加者には気合がみなぎっていました。続出する珍プレー好プレー、和気あいあい且つ大賑わいの一

日でした。初対面の方も多い中、やはり仕事上の共通点や苦労話で盛り上がるのか、ゲームの合間も会話が弾み、良いリフレッシュの機会になつたのではないかと思います。

ぞいてみて下さい。たくさんの会員の方とお会いでいることを楽しみたいと思います。

に、努力していく



## 熊本県社会福祉士学会 第1回大会 開催のご案内

いよいよ2月22日(日)に「熊本県社会福祉士学会

第1回大会」が開催されます。内容は、以下のとおり

- ① 成年後見委員会  
「成年後見制度市町村長申立て受任事案から見えてくる今後のばあとなあ熊本の課題」
- ② 虐待対応委員会  
「高齢者虐待対応専門職チームにおける社会福祉士の役割と専門性」
- ③ 相談委員会  
「自立した社会人を社会に送り出す相談支援活動」  
「私立学校のスクールソーシャルワーカー事業委託を受けての実践報告」
- ④ 会員サービス委員会  
「会員のニーズ等調査結果に基づく会員サービス委員会の活動報告」  
「研修・広報・ネットワークの三大ニーズへの対応」

参加申込みの締切りは、  
2月13日(金)ですので、皆様ふるってご参加ください。なお、参加申込書は

さい。熊本県社会福祉士会ホームページからもダウンロードできます。



シンポジウムを開催いたします。

またその後の分科会では、4つの委員会が次のテーマで実践報告を行ないます。

公益事業 社会福祉セミナー②

## 児童虐待(ネグレクト)が 子どもに与える影響と支援方法の検討

相談委員会 木野 寛子

1月24日(土)、熊本市城彩苑にて、熊本県社会福祉士会公益事業として、西南学院大学人間科学学部社会福祉学科教授の安部計彦先生をお招きして、「児童虐待(ネグレクト)」が子どもたちに与える影響と支援方法の検討」と題して講演会が開催されました。行政や施設、学校関係者など多くの皆様にご参加いただき、参加者は117名と定員を上回り、会場は一杯になりました。

講演は、児童相談所と市町村で対応した不グレクト事例の調査研究のデータを基に、子どもとその家庭・保護者の状況、ネグレクトと不登校との関連、何が原因で子どもにネグレクトの状態が現れてくるのか、そして、それらの家庭への支援方法など、先生が以前勤務されていた児童相談所や、障害福祉センターでの様々な具体的なケースへの対応経験を交えながら、お話しいただきました。

ネグレクトとは、単に保護者の育児放棄、育児怠慢ということで引き起こされるのではなく、他の虐待以上に、多くの保護者がネグレクトをしているという意識がなく、子ども達も特別ひどいことをされたという認識がない、ということに改めて気付かされました。

また、当事者の中でネグレクトの状態(又は状況)は日常のことであり、それが当たり前になつていていたため、支援者が見守るだけでは状態は悪化し、当事者が自覚し変わらなければ改め改善には繋がらないという「生活習慣病」に例えられたことは、とても印象に残りました。

子どもに現れる不登校や不潔、非行などの状況は氷山の一角であり、それらの背景には保護者自身の障がい等による養育力不足や貧困などの家庭の困難さ、保護者のメンタルヘルスと対人関係、さらに社会的な要因など、様々な問題が含まれており、家庭全体に対する支援が必要です。そのためには本人が自覚し、周りが具体的な対処法を明示、長期間サポートしていくことが悪化を防ぐことにつながっていくのです。今回の講演でネグレクト支援のゴールは「子どもをネグレクトする親にしないこと」だと学びました。ネグレクトの連鎖を断ち切ること、それが支援者の最大の願いではないでしょうか。

講演を聴いての感想ですが、支援をするということは、個々のケースにおいて全体を安易に判断せずに、背景をきちんととらえ、関係者と連携をとりながら粘り強く携わっていかなくてはいけないと改めて思いました。



## ひとり親家庭出張相談



熊本県社会福祉士会では、熊本県からの後援を受け、ひとり親家庭の皆さんを応援する無料相談を行っております。日頃の悩みを気軽にご相談ください。土日祝祭日も対応いたします。

**専用ダイヤル: 080-6428-3300 (13:00~19:00)**

※電話に出られない時は折り返しますので、メッセージを残してください。  
ホームページにも掲載しています。(http://kumacsw.com/)

## ブロック紹介

### 水俣・芦北ブロック長 高木 真一



会員の皆様、こんにちは。県南、「水俣・芦北ブロック」の登場です。

水俣・芦北ブロックは、水俣市と津奈木町、芦北町の1市2町の約30名のメンバーで構成され、1年を通して、定例会、春季、秋季研修会、地域公開セミナー等を開催し、地域に根差した活動を心掛けています。

平成25年度の、春季研修は、「社会福祉を法の視点から考える」のテーマで、菊池地域振興局福祉課長の福島正剛さんに講演をいただきました。夏季研修は「これから求められる社会福祉士のあり方」について、県社会福祉士会の深谷誠了さんに講演をお願いしました。

毎年、冬季に開催する「地域公開セミナー」では、一般市民の方々をはじめ、民生委員、保護司の皆様にもお声かけをし、ご参加いただいています。内容については、メンバーでタイムリーな内容になるよう検討し決めています。

前回は、初めて「水俣・芦北の福祉

を考える」社会福祉士の活動をとおして、のテーマでパネルディス

カッショングを行いました。障がい者関係、地域包括支援セイノタ、スクールソーシャルワーカーの立場で勤務しているメンバーが日頃の仕事をとおしての意見をそれぞれ述べ、水俣、芦北のこれからを福祉について熱く語り、考えることが出来ました。

また、当ブロックの「特技」のひとつが「寸劇」です。「虐待防止」をはじめ、講演の依頼があった時には、寸劇を交えながら分かりやすい内容になるように努めています。水俣・芦北ブロックは、何でも演じることができる千両役者ぞろいです。

最後に、掲載の写真は、今年度の秋季研修会（10月26日）の集合写真です。九州ルーテル学院大学の西章男先生をお招きし、事例検討をとおしての研修を行いました。研修を終えた後のこの笑顔…。水俣・芦北ブロックはこの笑顔とチームワークで頑張つて参ります。今後ともよろしくお願いいたします。

また、広報誌では、これからも社会福祉士の様々な分野に焦点をあてていくとともに、研修会等の活動や各会員のための有意義な情報を出来るだけ詳しくお伝えしたいと思っています。皆様の「身近な広報誌」を目指しておりますので、広報活動に何卒ご協力お願い致します。

（広報委員 高木）

## 編集後記



広報誌リニューアルに伴い、さらに多

くの関係団体や関係機関にも広報誌を送らせて頂くことになりました。社会福祉士の活躍するフィールドは多岐にわたり、同じ社会福祉士とて、その専門分野が異なれば仕事内容を完全には把握できていません。そこで、より多くの方に社会福

祉士の仕事を知ってもらいたい：もっと社会福祉士の活動を知つてもらいたい：

という気持ちをこめて、今回は「スクールソーシャルワーカー」の活動を取り上げました。この分野は、今後も、量・質ともに充実が必要とされるところですし、皆様に是非活動内容を知つて頂けたらと思います。

また、広報誌では、これからも社会福祉士の様々な分野に焦点をあてていくとともに、研修会等の活動や各会員のための有意義な情報を出来るだけ詳しくお伝えしたいと思っています。皆様の「身近な広報誌」を目指しておりますので、広報活動に何卒ご協力お願い致します。